

鎌倉市教育委員会 令和4年9月定例会会議録

○日時 令和4年(2022年)9月21日(水)  
9時30分開会 12時08分閉会

○場所 鎌倉市役所第三分庁舎 講堂

○出席委員 岩岡教育長、下平委員、朝比奈委員、林委員

○傍聴者 7人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

- (1) 教育長報告
- (2) 部長報告
- (3) 課長等報告

ア 鎌倉市立小中学校における臨時休業に係る専決処分の報告について

イ 令和5年度(2023年度)使用特別支援教育関係用教科用図書の採択の追加について

ウ 令和3年度(2021年度)鎌倉市生涯学習プラン～アクションプランの推進状況について

エ 行事予定

(令和4年(2022年)9月21日～令和4年(2022年)10月31日)

日程2 請願第1号

鎌倉市公立中学校の通級指導教室の設置についての請願

日程3 議案第12号

生涯学習センターの担当廃止に伴う関係規則等の改正について

日程4 議案第13号

鎌倉市教育委員会職員の人事について

日程5 議案第14号

鎌倉市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程6 協議事項

鎌倉市本庁舎等整備事業に係る教育委員会所管施設について

## 日程7 協議事項

### 指定校変更基準及び区域外就学基準の一部改正について

#### 岩岡教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより9月定例会を開会する。本日の会議録署名委員は下平委員に依頼する。長尾委員から本日所用のため会議に出席できない旨の届出があったため報告する。本日の議事日程は手元に配付したとおりである。なお、日程の4議案第14号「鎌倉市教育委員会職員の人事について」は、人事案件のため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思うが異議ないか。

(異議なし)

#### 岩岡教育長

異議なしと認め、日程の4議案第14号については非公開とする。なお、議案集その2については定例会終了後に事務局が回収する。それでは日程に従い議事を進める。

## 1 報告事項

### (1) 教育長報告

#### 岩岡教育長

今年度もかまくら ULTLA プログラムが始まり、下平委員におかれては参加をしてもらい感謝する。プログラムも2年目になるので保護者の皆様も安心感をもって子どもたちを送ってくれたのではないかと思います。20名が参加してくれた。去年のことを思い返すと、子どもたちにとって親元から離れて朝から1日のプログラムに出てくるのはかなりエネルギーがいると思う。特に学校に行きづらいと感じている子どもたちなので、申込みがたくさんあっても、当日5人、6人来られないような事態もあったのだが、今年は申し込んだほぼ全ての子どもが参加してくれた。1日目にエネルギーを使い過ぎて2日目は来られないという子どももいたのだが、今年は全員来てくれた。また、1日目に来られなかった子どもが、他の子どもから楽しいということを知り、2日目に来てくれるということもあったので、子どもたちのエネルギーが充足する場所を準備できたということで、事務局としてはひとまず安心感をもって捉えているところである。3日間のプログラムなので、その中で子どもたち自身が変容する姿というのが見られるのだが、そこについては慣れなのか、成長したのか、なかなか見えにくいところではあるが、今年参加者のうち半分ぐらいが昨年も参加してくれた子どもたちであり、1年経ってその子どもの様子を見たときに非常に成長の度合いがよく見えると感じることができた。以前は自分が不快だと思ったときに、それを言葉にして誰かに助けを求める、親以外の大人に対してヘルプを求めることができず暴れてしまう、身体行動でしか表現ができなかったのが、かまくら ULTLA プログラムに参加してからは、親以

外の大人等に助けをもらいながら、自分の思い、不快だという気持ちを表現することができるようになったというようなことを保護者の方から聞いた。実際にその子どもの様子を見てみると、まさにそのような姿を見ることができて、成長したと感ずることができた。ある子どもが1年目とは全く違う学びの特性を發揮していたので話しかけたら、変化していくことが楽しいということを書いてくれた。変身というのがかまくら ULTLA プログラムのキャッチフレーズなのだが、自分が快適な方に、充足感を得られる方に学びのあり方を変えていく、そんなことをプログラムの中で見つけた子どもたちがいたのだと考えた。まだ始まったばかりで3分の1が終わったところだが、残り4日間も引き続き頑張っていきたいと思っている。

次に紹介をしたいのが、教育委員会が非常に力を入れている広報のことである。行政の広報というと、どうしても何をやっているかを公開するというスタイルが多いのだが、鎌倉市教育委員会ではnoteというウェブサイトを使って広報をしており、その中心的な考え方として、なぜやっているのかをしっかりと説明し、顔の見えるストーリーを発信することに力を入れている。今であれば給食がどのように作られているのか、誰のどのような願いが給食に表れているのかということ非常に魅力的に発信しているし、生涯学習センターにおいてはこのような講座をやっているということだけではなく、生涯学習センターの裏方も含め、このような思いでやっている、休館日には何をやっているのか、実はこのような工事をやっている等、手触り感のある広報の発信をしている。スクールコラボファンドもそうだが、何をやっているのかということよりも、背景にあるなぜやっているのかということに対して、市民は賛同したり反対したりしてくれると思う。なぜやっているのか、その理由をしっかりと共有することで、知恵も集まってくると思うので、「Why」なぜやっているのかを大事にした広報に、教育委員の皆様も着目してもらいたい。

## 下平委員

先ほど話にも出ていたが、今年もかまくら ULTLA プログラムに参加してきた。去年出会った子どもたちが生き生きと元気にまた参加してくれていて、声をかけてもらいとても嬉しかった。

1日目、最初は抵抗があった子どもも多かったようだが、全員が海に入り海岸沿いの宝を自分なりに探し出し、それを大切に持ち寄っていた。けんちゃん先生というファシリテーターの方がとても素敵で、一般的に私たちが見ればゴミ、子どもの発言の中には持って帰ったらゴミだと言われ捨てられてしまったなんていう声もあったのだが、ゴミかそうでないかは本当に人それぞれ違うというアプローチで、その魅力に気がつく子どもたちの目がすごくキラキラしてくるのがわかった。一般の人がゴミだというものでも、けんちゃん先生が子どもの頃から興味を持って研究している、研究している人たちも大勢いるというようなところにどんどん話が広がっていき、映像をいろいろと提供してくれたり、実物も提供してくれたり、本当に子どもたち、私自身も刺激を大きく受けた。何度も自分らしさを大事にしていた、自分らしい学び方がよいということを書いてくれたことで、子どもたちの自己肯定感、自分を大事にしてもよいという気持ちを育てるようなプログラムになっていると感じた。これからもまだ続くので期待したい。

## (2) 部長報告

### 教育文化財部長

現在開会中の市議会9月定例会の概要について報告する。9月7日から10月5日までの29日間の会期となっている。一般質問については、歴史まちづくり推進担当でも1件あったのだが、教育文化財部関連では16名中10名の方から質問を受けたところである。

森議員からは「災害時の帰宅困難者の受け入れについて」、保護者が帰宅困難者になった場合の取扱いについての質問であった。

納所職員からは「子どもの権利の保障について」、特別支援教育、いじめ、不登校等についての質問を受けるとともに、「部活動の地域移行について」の考え方について質問があった。

武野議員からは「公共施設再編計画と学校施設整備計画」について、今後どのように進めていくのかということと、給食室のエアコンについて質問を受けた。また、合わせて「学校給食の無償化について」の質問を受けたところである。

保坂議員からは、「ふるさと納税と市税の減収について」、教育委員会でやっているスクールコラボファンドに関連する質問を受けたところである。

高野議員からは「市役所本庁舎移転問題について」ということで、本庁舎移転に関連した図書館のあり方について質問を受けたところである。なお、本日は本庁舎移転に関連した案件として、後ほど協議事項で詳細に説明する。

長嶋議員からは「日本は世界の笑い者マスクが感染拡大させている」ということで、マスクの必要性やマスクハラスメントについての質問を受けた。

竹田議員から「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進のあり方に関する調査研究事業について」ということで、様々な事業について調査を行っていくのだが、ヤングケアラーについてはどのような研修を教育センターでやったのか質問を受けた。また、「かまくら ULTLA プログラム」については、令和3年度（2021年度）の取組とその実績・効果についての質問、また「教員の未配置問題の解消に向けて」については、現状がどのようになっているのかという質問であった。

後藤議員からは、「鎌倉市におけるスポーツ振興について」、学校の部活動に対してコンディショニングサポート等のトレーナーのようなものが必要ではないかという質問であった。

藤本議員からは「インクルーシブな場としての公園整備の進捗について」、現在海浜公園でインクルーシブ公園をこれから整備していこうとしていることに対し、子どもたちにどのような考え方を浸透させていくのかという質問であった。また、「特別支援級の設置について」、これまでも年に1校ずつ順次開級をしていたが、その取組の考え方についての質問であった。

くりはら議員からは「歴史文化遺産の保存整備と経済効果について」は、世界遺産の関係や文化財の取組等についての質問、「公共施設の更新と複合施設化について」は、学校整備計画についての質問であった。

続いて、所管の教育福祉常任委員会が9月14日に開催され、議案を1件、報告事項を5件報告した。議案については「令和4年度一般会計補正予算（第4号：給食食材費等）について」ということで、物価高騰に伴う給食食材費等について補正予算をあげて、所管の総務常任委員会への送付意見は特になかった。

報告事項については、教育委員会でも報告していた「教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」は了承、「かまくら教育プランの取組状況について」も了承、「中学校給食の充実・改善について」も、8月の教育委員会で報告したアンケートについての内容であるが、こちらも了承を得ることができた。「鎌倉市生涯学習センター指定管理者制度導入の取組状況について」は、これまでの取組状況について報告し、多数の了承を得たところである。あとは今年度図書館が実施していく「鎌倉の町並みの変遷をたどる写真記録集の制作について」報告し了承を得た。

週が変わり昨日の話になるが、補正予算の所管の総務常任委員会については「令和4年度一般会計補正予算（第4号：給食食材費等）について」は総員の賛成を得ることができたので、補正予算については最終日の本会議にて採決を受けた後に、予算の執行ができる状況である。

合わせて、市議会9月定例会については、令和3年度（2021年度）の決算等審査特別委員会もあり、議会で審議をしてもらう場があるのだが、教育文化財部所管の部分が9月28日になる。ここでの審議を受けて最終的な認定をもらう形となり、最終日の10月5日の本会議をもって終了となる予定である。

### (3) 課長等報告

#### ア 業務委託契約の締結に係る専決処分の報告について

#### 岩岡教育長

次に課長報告に移る。報告事項のア「鎌倉市立小中学校における臨時休業に係る専決処分の報告について」説明をお願いする。

#### 学務課担当課長

報告事項のア「鎌倉市立小中学校における臨時休業に係る専決処分の報告について」説明する。本件については、本来教育委員会の会議に提案すべき事項だが、急を要することから、会議に提案する時間的余裕がないため、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第2項の規定にもとづき、教育長による専決処分をもってその事務を開始したことを報告するものである。議案書1ページを参照願いたい。本件臨時休業については、2月から7月までの定例会においても専決処分の報告を行った。鎌倉市立小・中学校における新型コロナウイルス感染症の感染状況は、1学期の終盤から増加傾向に転じ、夏季休業期間中の全国的な感染拡大を受け、2学期の開始以降、学校学級単位で複数名の陽性者が発生する事例が見受けられている。このため、教育委員会では学校長からの陽性報告を受け、協議を重ね、学校保健安全法第20条の規定にのっとり、臨時休業すべきと判断し、令和4年（2022年）9月8日から9月15日までの間に、鎌倉市教育委員会教育長による専決処分を6回行ったところである。

次に専決処分の内容について報告する。臨時休業の実施状況は、臨時休業実施状況のとおりである。子どもたちの人権に配慮する必要があるため、これまでと同様に学校名及び学年は公開しない方針としている。なお、全ての学校において、休業に係る消毒については教職員が実施している。

（質問・意見）

## 岩岡教育長

夏休みが明けてから感染者の数自体は徐々に減ってきている状況もあると思っているのだが、感染者が出たときに、学級内で陽性者が増えたり発熱者が出たりする状況は継続しており、感染力の強い株の特性がよく表れているので、このように臨時休業を実施している。

(報告事項アは了承された)

## イ 令和5年度(2023年度)使用特別支援教育関係用教科用図書の採択の追加について

## 岩岡教育長

次に報告事項のイ「令和5年度(2023年度)使用特別支援教育関係用教科用図書の採択の追加について」、報告をお願いします。

## 教育指導課長

報告事項のイ「令和5年度(2023年度)使用特別支援教育関係用教科用図書の採択の追加について」説明する。議案書2ページから12ページを参照願いたい。令和4年度(2022年度)7月の教育委員会において採択された令和5年度(2023年度)使用特別支援教育関係教科用図書一覧の中で、次の2点が供給されないことが判明したため、新たに別の教科用図書を採択しようとするものである。供給されないことが判明した教科用図書は「フレーベル 理科 NATURA ふしぎをためず図鑑1かがくあそび」と「フレーベル 理科 フレーベル館の図鑑ナチュラ12はるなつあきふゆ」である。それに代わり新たに採択しようとするものは「大日本絵画 理科 動く写真で見る野生動物の世界しかけえほんサファリ」と「岩崎書店 理科 絵本図鑑シリーズ12のはらざかん-野の花と虫たち-」の2点となる。

## 岩岡教育長

支援級の子どもの教科書なので一般図書を採択することになるのだが、一般図書だと来年度の供給がないということが時々あり、採択後にこういうことが起こると追加で採択をし直すという状況になる。

(質問・意見)

特になし。

(報告事項イは了承された)

## ウ 令和3年度（2021年度）鎌倉市生涯学習プラン～アクションプランの推進状況について～

### 岩岡教育長

次に報告事項ウ「令和3年度（2021年度）鎌倉市生涯学習プラン～アクションプランの推進状況について～」報告をお願いする。

### 教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

報告事項ウ「令和3年度（2021年度）鎌倉市生涯学習プラン～アクションプランの推進状況について～」説明する。まずは鎌倉市生涯学習プラン～アクションプラン推進状況報告書の説明の前に、鎌倉市生涯学習プランについて説明する。資料は鎌倉市生涯学習プランを参照願いたい。豊かな生涯学習社会の創造を目指して、平成6年（1994年）に策定した鎌倉市生涯学習プランについては、社会情勢の変化に応じて、これまで平成12年（2000年）、平成22年（2010年）、そして令和3年（2021年）に改訂を行いながら生涯学習の推進に努めてきた。令和3年（2021年）の改訂においては、かまくら教育プランと同様に、基本目標とその基本目標の実現に向けた施策の方針を定めるとともに、計画期間については第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画と合わせる形で取りまとめを行った。

まずは、アクションプランにつながる鎌倉市生涯学習プランに掲げた基本目標及び施策の方針について説明する。鎌倉市生涯学習プランの7ページを参照願いたい。基本目標はここに掲げているとおり、「1 個性を尊重し、より豊かに生きることができる生涯学習の推進」、「2 出会いと学びを大切に、活力ある地域社会の創造」、「3 自然環境や豊かな歴史遺産・文化の継承と新たな市民文化の創造」の3つを基本目標とし、この基本目標の実現に向けた施策の方針をここに掲載しているとおおり、5つ定めた。なお、8ページ以降についても、この5つの施策の方針について、現状と課題を把握した上で、具体的な施策の方向性を取りまとめている。

次に、鎌倉市生涯学習プラン～アクションプラン推進状況報告書の説明をする。資料2、令和3年度（2021年度）鎌倉市生涯学習プラン～アクションプラン推進状況報告書を参照願いたい。鎌倉市生涯学習プランを着実に推進するため、本プランに掲げる5つの施策の方針とそれぞれの施策の方針について、本市の取組を一覧にまとめたものが鎌倉市生涯学習プラン～アクションプラン推進状況報告書となる。先ほど計画期間を第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画と合わせたと説明したが、この基本計画等に位置づけられた事業を中心にアクションプランの事業として位置づけたものである。これらの事業について取組内容、成果や課題等を教育委員会、市長部局の各課に照会し、まとめたものが令和3年度（2021年度）鎌倉市生涯学習プラン～アクションプラン推進状況報告書になる。

1ページを参照願いたい。令和3年度（2021年度）鎌倉市生涯学習プラン～アクションプランの事業総数は62件であり、そのうち達成25件、ほぼ達成35件、未執行2件、新規事業3件であった。新規事業については最終ページに掲載している。未執行の理由については、文化課が担当する都市提携事業において新型コロナウイルス感染症の影響により都市交流事業奨励金の需要がなかったこと、もう一件は歴史まちづくり推進担当が所管する世界遺産登録事業について、新たなコンセプトの構築まで至らなかったこと等であった。事業の成果については、「担当課として当初の予定を実施できており、よくするための新たな課題があるが、次年度に継続していけるものである」を達成、「当初の予定を完全に実施できなかった、あるいは実施したがその中で課題とすべきところがあった、改善して継続していくもの」をほ

ば達成、「着手までに至らなかったもの」を未達成として整理している。取組内容について5つの施策の方針に沿って主な事業について説明する。

2ページを参照願いたい。施策の方針1は「地域住民・家庭・学校の連携を促進し、次世代を担う子どもたちの心を育み、魅力ある活力のある地域社会を創造します」としている。施策の方針1では7つの施策の方向を掲げており、この7つの方向施策の方向については、各表の上に括弧書きで記載しており、各施策の方向ごとに各事業を位置づけ、その取組状況を記載している。以後同様の記載方法としている。事業番号1-3-2「コミュニティスクール整備推進事業」についてである。これは令和4年度(2022年度)からのコミュニティスクールの実施に向け検討委員会を開催し、準備を行うことで、地域住民、家庭学校の連携を進めるための組織作りができると考えている。令和3年度(2021年度)は管理職向け研修会の開催、他市コミュニティスクールの視察、学校職員向け・評議員向けに説明会を開催した。ただ、学校職員の理解促進や地域の周知には課題があり、今後説明会の開催や地域向けのチラシの作成等を行い、適切に取組が進められていくようにしたいとのことであった。

次に4ページを参照願いたい。施策の方針2について説明する。施策の方針2は「生涯学習センター等を活用した学習環境を充実し、市民の学びを支援します」としている。事務事業番号2-3-5「川喜多映画記念館等管理運営事業」、「鏑木清方記念美術館管理運営事業」について、指定管理者と協議しながら、企画の充実と来館者増を目指し、市民のニーズに合った企画を立案し、実施することで、博物館等の機能の充実を図るものとなっている。どちらも前年度に比べて来館者数の増加があったとの報告を受けているが、市民のニーズに合った企画内容の検討及び市民団体等との連携事業の充実に課題があり、引き続き市民のニーズの把握及び市民団体等との連携事業の検討に努め、市民の学習環境の充実を進めていくこととなっている。

次に6ページ、施策の方針3について説明する。施策の方針3は「世界に誇る歴史的遺産と豊かな自然を活用した学習環境を整備します」としている。各事業、鎌倉市の豊かな遺産を活用するため、各種委員会の開催、専門家への聴取、出土品の貸出、デジタル化等の取組を行っている。課題では財源及び人員確保があり、今後の取組としてそれらを考慮し、充実に向けた取組を継続していくこととしている。

次に7ページ、施策の方針4について説明する。施策の方針4は「学習成果を生かし、地域の文化を高め、市民が主体の個性あるまちづくりを推進します」としている。事業内容4-1-1「放課後かまくらっ子推進事業」では身近な地域の中でボランティア活動等の社会参加ができる体制づくりを進めることで、ボランティア活動の促進と支援体制の整備の充実を図ろうとするものである。様々な団体と連携をすることで、地域の各種団体の方々によるプログラムが実施され、連携の広がりが見られたという報告を受けている。

次に8ページ、施策の方針5について説明する。施策の方針5は「今日的課題に取り組む学習活動を支援し、幅広く多様な学習機会の提供を図ります」としている。事業内容5-1-4「食育事業」では各種乳幼児健診、各種教室、市ホームページ等を通して、望ましい食生活を送るための情報提供を行うことで、今日的課題に対応した学習機会の提供を行おうとするものである。新型コロナウイルス感染症の影響により、教室の開催方法を変更、内容を変更しての実施、動画配信等を行いながら開催することができたとの報告を受けている。一方で、感染対策を行うため、人数を制限しており、キャンセル待ちが多く出たとの課題があり、今後は同内容で実施回数を増やし、多くの方が参加できる体制を整えることとしている。引き続き、アクションプランにおける事業の取組等にかかる進捗状況等を把握しながら、生涯学習プラ

ンの実現に向け、取組を推進していく。なお、今回報告したアクションプランの取組状況については市のホームページで公表していく。

(質問・意見)

### 岩岡教育長

皆様が考えている間に私から1点伺う。生涯学習という分野がKPI、数値的な目標を明確に示すのが難しいと思うのだが、KPIがないので達成、ほぼ達成という言い方に対して少し違和感があると感じる。例えば、順調に進捗している、着手したが課題がある、未着手という分類の方が今の記載内容からはストンと落ちる気がした。例えば1-6-3「学校体育施設開放事業」については開放はやっているのですがそういう意味では達成になるが、ほぼ達成となっている理由としては音問題の発生が挙げられている。これは事業目標としてのアクションプランは達成しているが課題がある状況だと思っているので、順調に進捗、着手したが課題ありと読み替えてもらおうと、すんなりこの報告が読めるのではないかと考えている。

### 林委員

このように一覧にするといろいろな取組がなされていて、1つ1つ進められていることがわかった。私は学校現場経験者なので、子どもたちや小学校に関わる部分、コミュニティスクールや放課後こどもプラン等を含め、この令和3年度(2021年度)に一番手応えがあったものを教えてもらいたい。また、進捗状況の中の課題ではないが、もう少し現場と連携がとれたら、もう少し活性化できたらというものがあれば、現場に行き先生たちに伝えることができるので教えてもらいたい。

### 教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

令和3年度(2021年度)は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、様々な事業において学校と地域の連携で対面の活動をしたという思いがあったであろうが、学校の中で新型コロナウイルス感染症の感染が拡大してしまうことを考えると、やはりそこを抑制しなければならない。ここには掲載していないが、毎年度夏の学習という事業を以前から実施しているのだが、令和3年度(2021年度)、令和4年度(2022年度)と新型コロナウイルス感染症の影響で、予定していた学校数が着手できなかったこともあり、非常に残念であった。各課の事業を見てもタイミングが難しく、例えば夏にやるものであれば去年の夏は非常に感染者数が多かったこともあり、そこをどのように乗り切ったのか。先ほど紹介した食育事業ではオンラインを活用し動画配信をしたと説明したが、そういった新たな手法も含め、途切れないような形で各課取り組んでいかなければならないというのが令和3年度(2021年度)の率直な印象であった。

### 林委員

各学校においては、コロナ禍になったことで、逆にICTの活用が進んだり様々な媒体の環境が整ってきたので、オンライン等の新しい形の取組がこれからできるようになる。新型コロナウイルス感染症に限らず、つながりにくい状況というのはこれからも起きるので、想定しておかなければいけないと思う。新型コロナウイルス感染症を学びとし、学校とつながることができる選択肢も増えているので、

ぜひ考えてもらいたいと思う。

## 岩岡教育長

学校においては新型コロナウイルス感染症を理由にその活動をやらないということはほとんどない状況になってきていると思う。修学旅行にも行き、文化祭や体育祭、運動会、合唱コンクールを実施し、陸上記録大会も実施する予定になっている。

社会教育の分野においても、コロナ禍だから中止しようということは簡単だが、学校では感染対策を講じながら100人、200人規模のイベントもやっている状況なので、やる前提でどのような形ができるのか検討してもらいたいと思う。ICTについても対面でやらないためのツールとして使うのはもったいないと思っている。例えば、学校で外部の方を呼んで授業をやった際に、体育館で100人ぐらい集めるのは避けたかったので、教室に子どもたちを入れながらICTを使って各教室をつなぐことで実現可能にしたというケースがあった。対面の効果を高めるためにICTを使うという考え方もあると思う。もしどうしようかという相談が生涯学習センターにあった際には、学校でやっているのだからぜひやろうというスタンスで助言できたらと私の自戒も含めて申し上げておきたいと思う。

## 下平委員

最後のページに新規事業が取り上げられているのだが、これはどういうことがきっかけでこの新規事業を追加し、そして今はどのような状態なのか、これからやっていくものなのか聞きたい。

あとは生涯学習自体は教育委員会の所管であるが、実施にあたっては様々な課との連携があると思う。例えば農水課や市民健康課となっているのだが、もちろん丸投げではないと思うので、このあたりの連携について、どのように話し合い、推進していくのか聞きたい。

## 教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

まず新規事業については3件、事業番号が重なっているので保育課の「地域子育て支援事業」と生涯学習課の「春夏秋冬 鎌倉武」となる。

保育課の「地域子育て支援事業」については、詳細は把握していないのだが、以前から保育園を地域に広げていこう、遊びの場として知ってもらおうとするもので、「わくわく広場」や「公立保育園広場」等を実施している。従来より保育課で担っていた事業と認識しているのだが、改めて保育課で事業を整理していく中で、これが生涯学習プランの事業番号1-6-4に当てはまるだろうということで追加してもらったものと認識している。

「春夏秋冬 鎌倉武」については、コロナ禍になる前までは夏の学習やウィンターコンサート等の社会教育事業をやっていたのだが、コロナ禍により令和3年度（2021年度）は社会教育事業が中止となったこともあり、今までのものをそのまま引き継ぐのか、それとも違う形をとっていくのか検討するタイミングがあった。学校もコミュニティ・スクールという形でこれから地域に開いていくので、そういった話し合いの中で社会教育についても地域で発展させていこう、鎌倉にはよい財産がたくさんあるので、日頃の学校教育で体験できないようなことを体験させてあげたい等、そういった経緯がこの「春夏秋冬 鎌倉武」には込められている。

各課との連携については冒頭に説明したとおりであり、ここに載っている各課の事業については私た

ちがこれをやるようにと依頼しているものではなく、各課が主体的にやっている事業の中で、生涯学習プランとして、一緒に整理できるようなものを集約したものがアクションプランとなる。

(報告事項ウは了承された)

## エ 行事予定

(令和4年(2022年)9月21日～令和4年(2022年)10月31日)

### 岩岡教育長

次に報告事項のエ「行事予定」について、記載の行事予定で特に伝えたい行事等があれば報告をお願いする。

(教育文化財部)

特になし。

(質問・意見)

特になし。

(行事予定報告は了承された)

## 2 請願第1号 鎌倉市公立中学校の通級指導教室の設置についての請願

### 岩岡教育長

次に日程の2、請願第1号「鎌倉市公立中学校の通級指導教室の設置についての請願」を議題とする。内容の説明をお願いする。

### 教育指導課長

日程の2、請願第1号「鎌倉市公立中学校の通級指導教室の設置についての請願」について説明する。議案集は18ページ以降を参照願いたい。請願の要旨は、鎌倉市立中学校に通級指導教室の設置を求めるものであり、請願の理由は「神奈川県内の公立中学校14校に通級指導教室が設置されており、鎌倉市にも設置すべき」というものである。現状及び考え方について説明する。

鎌倉市教育委員会では、共生社会の実現を目指し、障害のあるなしに関わらず、全ての児童生徒の自立や社会参加に向けて主体的で連続性のある学びを支援するという視点に立ち、子どもたち一人一人の教育的ニーズを把握し、個に応じた適切な指導や支援を行う特別支援教育を推進するため、平成31年(2019年)に「鎌倉市特別支援教育推進計画」を策定した。その後、令和4年(2022年)3月には、第Ⅱ期としての計画の改定を行い、取組を進めているところである。

議案集 23 ページを参照願いたい。本計画では、基本目標を 3 つ掲げ、このうち「特別支援教育の構築」という目標における施策目標として「新たな学びの場の充実」を掲げ、特別支援学級の全校設置に向けた取組の推進と、中学校通級指導教室設置を位置づけている。この中学校通級指導教室の設置に向けては、昨年度、中学生対象の通級指導教室についての意識調査、県内他市の設置状況の調査を踏まえ、全校設置検討委員会で検討を行った。全校設置検討委員会とは、小・中学校の校長、教頭、特別支援学級の教諭及び教育相談コーディネーターの各代表が委員となり、特別支援学級の全校設置に向けて検討する会議である。中学生の意識調査からは、小学校の通級指導教室に通っていた児童の中学入学の不安に対する支援が必要であること、自分のことを相談したいと考えている生徒が一定数存在することがわかった。同時に、授業や部活動を抜けたくない、通級指導教室に通っていることを知られたくないという思い、多忙感や負担感から通級指導教室の利用については消極的であるということもわかった。また、他市の状況調査からは、児童生徒の実態やニーズに応じられるように、設置形態や回数、設備等は様々であることがわかった。このようなことから、困り感や不安感を抱える生徒への支援として、どのような形態や方向性がふさわしいか、今年度も追跡調査を行っていき、検討を進めていくこととしている。

(質問・意見)

#### 下平委員

今の報告ではかねてよりそのような話し合いが行われているということだが、校長先生たちとの話し合いの中で現状がどうなっているのか伺いたい。

#### 教育指導課長

昨年度の全校設置検討委員会の中では、中学生の子どもたちを中心に取ったアンケート等を踏まえて検討してきたが、小学校までは担任だったのに対し、中学校に入学した後は担任ではない先生、副担任の先生たちが急激に増えることや、部活動や教科担任制が主な中学校の形となっているため、いろいろな教員が子どもに関わっていくことにより、子どもの支援の必要性を把握していくことでできるだろうという考え方のもと、通級指導教室についてはあまり積極的ではない意見があった。

また、子どもたちからの意見についても、先ほど話したとおり、ニーズが出てきていることから継続して検討していく必要があるが、令和 4 年度（2022 年度）すぐに設置しなければならない状況ではないというのが昨年度の検討結果でもあったため、今年度も継続して検討することになっている。

#### 下平委員

そうすると現状の先生たちのニュアンスとしては、子どもの困り感は様々だと思うが、中学校の教育、通常学級の中で、徐々に社会性を身につけて対応できているということになるのか。

#### 教育指導課長

認識の部分の問題があるかとは思いますが、これまでそのような支援体制を構築してきた部分が中学校には特にあると思う。通級指導教室がないという意味合いもあるかと思うが、そのような体制を構築してきている中で、子どもたち自身の一人一人の教育的ニーズが本当に拾いきれているかどうか、教員も今

の実情について不安があるとは思う。ただ、これまで一生懸命取り組んできたということもあるため、今の段階ですぐに通級指導教室が必要なかどうかはいろいろな視点から検討していく必要があると考えている。

### 岩岡教育長

私からこの議論を深めるための質問を1点したいのだが、政令指定都市では専用の教室を設置したり空き教室を活用したりするような例がいくつか見られるが、一般市においても通級指導教室のやり方はいくつかありそうである。例えば、小学校でいえば、深沢小学校や大船小学校、今泉小学校等の特定の教室を通級指導教室とし、通級指導教室の設置がない学校から生徒が毎月通ってくるという形態をとっている。しかし、中学校の通級指導教室については、もう少しいくつか形態がありそうだと思う。設置するとすればどんな形態がありうるのか、他市の事例含めて少し説明願いたい。

### 教育指導課長

岩岡教育長が発言したとおり、通級指導教室を学校の一部に設置する考え方で行っていくのがよいのか、また、巡回型のようにして教員がそれぞれの学校に出向きながら、設定されたある一定の時間に子どもたちを集めてやるような形式がよいのか等、そういった点も含め、まだ検討が必要だと思う。これまで実際に通級指導教室がなかった、いわゆるニーズがない状態から作ることを考えた時に、1校だけに偏ってニーズがあるとはなかなか考えにくいと思っており、全体的に広がって少しずついるという考え方からすると、巡回型は教育的ニーズを拾える大きな要素になりうると考えているところである。

### 岩岡教育長

中学校は小学校とは違い組織的な支援体制が取りやすいということがまず1つある。一方で、部活動もあってなかなか放課後に通級指導教室に行きづらいという点と、授業を抜け出して別のところに行くという発達段階からくる恥ずかしさ等いろいろな視点がある。学年数も少ないので、小学校よりは必要な人数が少ない可能性があるといった時に、実際に工事をして通級指導教室をハードで作るのか、それとも先生自身が巡回するののかについては選択肢があると強く感じた。

### 林委員

今、教育指導課長から昨年度の検討委員会でも小中合わせて検討されているという話を伺った。また、請願の文章も拝見し、この設置という言葉が、岩岡教育長が発言したような物理的に教室を作る設置なのか、それとも巡回や訪問、それから拠点校的にある場所に、旧鎌倉地区と大船地区にポイントを置いてそこに先生が行くようにするのか等、設置にもいろいろな形があるので、この請願の「設置」の意図を把握できないと、学校に作ってほしいといっても様々な捉え方があると思う。しかし、巡回等はこれから検討していかなければいけないし、現在の小学校の通級指導教室の先生たちも6年間の指導計画の中で中学校生活を見通して指導されていると思う。もっとその話も聞きたいというのが私の感想であるが、「設置」は少し難しい言葉であると感じている。

## 朝比奈委員

請願の「設置」というのはハード面を整えてほしいということなのか、そういった機能を整えてほしいということなのか、もし機能という点でいうならば、巡回型等は既に検討段階に入っている訳である。中学校生活は3年という短い期間であるため、請願者の子どもが在学中には実現が難しいのかもしれないが、行政側としては既に調査・検討を進めている。その反面、中学校の多感な頃に親の心配をよそに、生徒自身が部活動で楽しく過ごしたいという気持ちがあるかもしれない。そうするともしかしたらうまく伸びていく場合もあるかもしれない。現実をしっかりと把握し整えて、無駄なものがないように、鎌倉市の財政規模も含め一番効率のよいもの、合うものを考えていくべきではないかというのが感想である。少なくとも各学校に教室を作り、担当する職員を備えるのはすぐには実現できないし現実的とはいえないかと思う。教室を新築したり空き教室を改装したりするのは難しいのではないかと考えている。

## 下平委員

まず通級指導教室を必要としている人数をもう少しはっきりと把握したいと考えている。今回保護者の請願があった訳であるが、親の気持ちとしてはとてもよく理解できる。例えば、子どもが小学校・中学校の時はもっと特性を見てほしい、大切にしてほしいという思いがあったので、その気持ちはとてもよくわかるのだが、今回のこの子どもに限らず、果たして子ども自身がどれだけそういうものを望んでいるのか。先ほど話があったが、中学の繊細で多感な時期に別のところに行くことで自分は違うと思うことが果たして将来のためによいことなのかという視点もあると考えている。それから、今小学校で寄り添ってくれている、通級指導教室で指導している先生たちは、ソーシャルスキルをしっかりと身につけて、中学校や社会に馴染めるように指導してくれていると思う。その先生たちの目から見て、中学校でも指導の継続が必要であると思われるのか、それとも中学校の中で皆と一緒にソーシャルスキルを磨いていくことが重要なのかをもう少し把握してもらいたいと思う。この問題は人間の本質と、今現在の未来社会の変化に関わるすごく重要な問題だと思っている。人間は社会的な動物という特徴があり、そもそも私たち人間は葛藤する存在である。自分の本音・特性と社会というものの中で、他の動物と違って、その特性をうまく調和させて発揮していかなければならない特殊性があると思っている。そういう意味では、教育というのはある意味そのソーシャルスキル、社会性を学ぶこと、社会と調和を図りながら自分を生かしていくことであり、小学校と中学校の目的もそういったことの1つであると思う。ただ、かまくらULTLAプログラム等に参加していると、人間の本質自体が変わってきていると感じることもあり、請願の中にもあるが通常の状態に馴染めない子どもたちがたしかに増えている。そういう子どもたちを通級指導教室に通わせてソーシャルスキルをしっかりと学ばせると、逆にその子どもたちの特質をふさぐことにもなる。社会自体がそういうものをもっと活用していこうという視点になりつつあるのも事実だと思うので、そういう意味では本当にこれは難しい問題である。家庭の中で、ソーシャルスキルが学びにくい社会になっているのは事実であり、小学校の段階で言葉であったり人とつながる力をしっかりと身につけたりすることは重要だと思う。さらにそれ以降、ある程度統合力がついてきている中学校の段階で、果たしてそういう枠に入れて教育することが必要なかどうか、専門家の意見も聞いた上で、検討していかなければならないと思う。小学校の段階、通級指導教室である程度の調和力ができていて、特質を多少残しながら中学校のクラスの中である程度の生活ができるのであれば、そこでソーシャルスキルを共有しよ

うとすることは逆に枠にはめることになりはしないかと不安でもある。中学校でクラスに馴染めずごく困っているような実態が果たしてあるのか、子ども自身のニーズがどのぐらいあるか、実際小学校で手厚く指導している先生たちが継続が必要だと思うのか等、そういったことをもう少ししっかり考えた上で対応していきたい。設置方法についても、鎌倉市の現状のニーズに合うようにするにはどこに設置するのがよいのか、もし各校に一人、二人いるのであれば巡回型にした方がよいのではないかと等、検討が必要になるかと思う。

## 岩岡教育長

非常によい指摘をもらったと思う。皆様から出た意見をまとめて皆様の立場を聞きたいと思う。

1つは具体的にどのくらい通級指導教室に通いたい子どものニーズがあるのかという視点である。通級指導教室自体は非常にインクルーシブな仕組みで、通常学級に通いながら、発達上の課題に対して支援をするというインクルーシブ教育の手段の1つだと思う。小学校の段階ではまだ自分の中で統合的な対応ができない子どもが多く、取り出さないとなかなかトレーニングができない、通常の教室の中でトレーニングができないというケースが多いと思うのだが、6年間かけて様々なソーシャルスキルトレーニングを受ける中で、その子どもたちも成長し、通級指導教室を受けなければならないニーズも徐々に減っていくと思う。中学校に入学した時にそれを取り出して個別に指導していくのがインクルーシブなのか、学年に数名というレベルであれば、もしかしたら学年の教室の中でそうしたトレーニングできるように担任や担任以外の教員が関わって支援していく方がインクルーシブかもしれない。どちらが子どもにとってよいのだろうかという観点で考えた時に、実際どれくらいのニーズがあるのかをしっかりと把握しなければいけない状況にあると皆様から指摘を受けたと思っている。

また、請願の趣旨は「中学校に設置してほしい」というものであるが、他市の事例を確認したところ、集団指導を行う場合でも中学校ではなくセンターの施設の中で行うといった事例や、巡回型や訪問通級で支援をするやり方もある。そういった状況の中で、人数に合わせてであるが、発達上の課題を抱える子どもに対する支援方法があるのではないかとという視点もあると思っている。

皆様に意見を聞いていくが、教育文化財部次長兼教育総務課長に質問したい。採択、不採択、継続審議という3つの選択肢があると思うのだが、継続審議というのは市議会とは異なり、会議時間内に結果が決まらず、次の会議の議題にもあげなければいけない場合に使うものであり、審議が尽くされた場合は、基本的には採択または不採択で判断をするという認識でよいか。

## 教育文化財部次長兼教育総務課長

岩岡教育長から話があったとおり、審議が尽くされた場合であれば、継続審議という選択肢は出てこないで、採択か不採択の意見をもらう形になる。

## 岩岡教育長

2年後、3年後の話は別かもしれないが、現時点で請願内容が採択すべきかそうでないかを決定していくことになる。それでは質疑を打ち切り、本件の取扱いについて各委員の意見を聞きたいと思う。

## 林委員

私は「設置」という言葉に迷ってしまった。不採択ではないのだが、今採択をすとなると、やはりこの「設置」の意味の取り方によってはなかなか難しい部分もあると考えている。また、中学校の通級指導教室についても継続して審議をされていることが確認できた。先ほどいえなかったが、各中学校では生徒指導担当、支援担当、進路担当といったように担当の先生たちがいるかと思うので、それをより密にすることによって、課題のある子どもたちが、通級指導教室がなくても、子どもたちや教員の中で見守られて育っていくことが可能になるのではないかと期待している。生徒指導担当というと厳しい、支援担当というと優しい、進路担当というと高校のことになる等、各教員がそれぞれの担当の仕事だけを果たすとなると、一人の子どもは非常に辛い。請願者もそういう部分を考えているのではないかと読み取れる。ただ、今回この時点で採択することは難しいので、私としては不採択を進めてもらいたいと思う。

## 朝比奈委員

結論としては現時点では不採択だと感じる。今後、さらに情報を収集して深めていきながらよい形をはっきりと定めていかなければ無駄になってしまうかもしれないし、効果が期待できないようなことがあってはいけない。やはり小学校6年間と中学校3年間という思春期の多感な頃であるため、そこを丁寧に考えていかないといけない。そのため、そういうものを作って、そこに入れてもらうことで効果があるというような簡単なものではない気がする。「設置」という文言にこだわると、これを採択とすると過度な期待を持たせしてしまうことも考えられるので、拒否する意味ではないが、本日の定例会においては不採択ということになるかと思う。しかし、本日不採択と整理されたとしても、事務局で今後検討、協議を重ねていくということを感じてもらいたいと思う。

## 下平委員

この請願の書面だけだと十分に読み取れない部分はあるが、請願の項目と理由からすると、早急に学校に通級指導教室を用意してほしいという意図であると読み取っている。採択か不採択しかないと私たちが本当に困るところではあるが、この請願書をそのまま受け取ることで、安易に採択して早速設置するというのは難しいと思う。先ほど発言したような条件付きの不採択というものがあるのであれば、請願者に対しては、教育委員会としては決してこの必要性を感じていないのではないということ、継続して検討されているということ、それから子どもにとって、そして未来にとって何がよいかを十分に考慮した上で、継続的に検討していきたいというニュアンスを伝えてもらえるとうれしい。

## 岩岡教育長

私も教育委員の1名であるため一票を持っている整理になると思うので意見を申し上げる。今回の請願者のように、通常学級から取り出して支援をしてほしいという一定のニーズがある事実については、請願者のいうとおりだと思う。それが1名なのか10名なのか50名なのかによって、取りうる手段が全く違ってくると思う。鎌倉市特別支援教育推進計画においても新たな通級指導体制の検討という記載があり、それは中学校通級指導を念頭に置いたものであるが、このニーズに対してどのように対応していくのかは検討しなければならない課題である。それを前提にしながらも、中学校に通級指導教室を設置するという請願の趣旨については不採択とすべきと感じている。

一方で、学校に馴染めず不登校になることが課題なのであれば、それは通級指導教室ではなく、もしかしたら校内の教育支援教室という形の方がふさわしいのかもしれないし、こうした課題を抱える子どもに対して、どのような形が最もよい方策なのかは引き続き検討したいと思っている。

皆様の意見を聞いたところ本請願については不採択、一方でこうしたニーズに対して引き続き適切な方法を検討していくことを意見として付すということによいか。

(異議なし)

#### 岩岡教育長

異議なしと認める。それでは請願第1号「鎌倉市公立中学校の通級指導教室の設置についての請願」は不採択とする。

(採決の結果、請願第1号は不採択とされた)

### 3 議案第12号 生涯学習センターの担当廃止に伴う関係規則等の改正について

#### 岩岡教育長

次に日程の3、議案第12号「生涯学習センターの担当廃止に伴う関係規則等の改正について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

#### 教育文化財部次長兼教育総務課長

日程の3、議案第12号「生涯学習センターの担当廃止に伴う関係規則等の改正について」説明する。議案集25ページを参照願いたい。令和4年(2022年)10月1日付で、生涯学習センターが指定管理者制度を導入することに伴い、生涯学習センターの担当を廃止することとなるため、関係する規則等について、生涯学習センターにかかる条項等を削除するよう、5つの規則等について一部を改正しようとするものである。

まず1つ目、27ページから31ページ、鎌倉市教育委員会公印規則の新旧対照表を参照願いたい。

第2条(公印の種類)について、第15号「鎌倉生涯学習センター印」及び第16号「鎌倉生涯学習センター所長印」を削除し、第17号、第18号及び第19号をそれぞれ2号ずつ繰り上げる。続いて28ページから29ページにかけて、別表(第3条)の「鎌倉生涯学習センター」の項及び「鎌倉生涯学習センター所長印」の項を削除し、形式番号17、18及び19をそれぞれ2つずつ繰り上げる。31ページに移り、別表(形式)の17「鎌倉生涯学習センター印」及び18「鎌倉生涯学習センター所長印」を削除し、19、20及び21を2つずつ繰り上げる。

続いて2つ目、33ページから34ページ、鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の新旧対照表を参照願いたい。第3条(勤務を要しない日)について、「生涯学習センターに勤務する職員」という文言を削除する。また、別表(第3条)の「生涯学習センターに勤務する職員」の項を削除する。

次に3つ目、36ページから37ページ、鎌倉市教育委員会施設管理規則の新旧対照表を参照願いたい。第2条（施設）について、第8号「鎌倉生涯学習センター」、第9号「腰越学習センター」、第10号「深沢学習センター」、第11号「大船学習センター」、第12号「玉縄学習センター」及び第13号「玉縄学習センター分室」を削除し、第14号を第8号に改める。続いて、別表（第3条）の「鎌倉生涯学習センター」、「腰越学習センター」、「深沢学習センター」、「大船学習センター」、「玉縄学習センター」及び「玉縄学習センター分室」の記載を削除する。

次に4つ目、39ページから44ページ、鎌倉市教育委員会事務決裁規程の新旧対照表を参照願いたい。別表第2（第4条、第5条）の「生涯学習課」の項、42ページから43ページになるが、そのうち「生涯学習センター等」の記載の（1）「生涯学習センターの使用団体等登録の決定、変更及び廃止」及び（2）「生涯学習センター使用承認及び取消」を削除し、（3）、（4）、（5）及び（6）を2つつ繰り上げる。

最後に5つ目、46ページから60ページ、鎌倉市教育委員会事務分掌規則の新旧対照表を参照願いたい。まず58ページから60ページにかけて、生涯学習センターの担当を廃止することに伴い、出先機関としての生涯学習センターの事務分掌を定めた第14条を削除する。47ページに戻り、第3条（部等の設置）の「生涯学習課」の項について、新たな担当として「生涯学習担当」を作り、生涯学習センターの担当職員の一部はこちらに異動し、引き続き生涯学習課の事務を行う。続いて、50ページに移り、第4条（課等の事務分掌）の「生涯学習課」の項について、第14条で削除したもののうち、新たに設置する生涯学習担当が引き継ぐ事務を追加し、項目の順序を整理する。また、51ページの第5条（事務局における職名等）第4項及び53ページの第6条（事務局における職務）第1項第16号に、同じく第14条で削除した社会教育主事に関する事項を新設する。ほかにこれらの改正に伴う必要な文言の整理を行う。本規則の施行期日は、令和4年（2022年）10月1日とする。

（質問・意見）

## 岩岡教育長

生涯学習センターの管理及び運営を委託するのが指定管理者制度なので、管理運営にかかる事項について削除するというのが基本的な対応になるが、事務がなくなるわけではないので、生涯学習センターについて独立して事務分掌に書かれていたものを生涯学習課の事務として実施するという、大まかにいうとそのような改正になると思う。

## 下平委員

今回のような変更があると、これだけいろいろな手続きが発生してくるのかということを感じた。簡単なことではなかったと思うが、皆様が力を尽くしてくれたので、よい形でスタートしてもらいたい。

## 朝比奈委員

組織図を見ると、枝分かれの位置が少し変わったので、そういうことなのだろうということがわかる。指定管理者に委ねてもう関わりが終わったということではなく、きちんと指定管理者が実施しているかどうか監督するのも大事なことだと思うので、市民のニーズに合わせ、滞りなくやってもらえるよ

うお願いしたい。

(採決の結果、議案第12号は原案どおり可決された)

## 5 議案第14号 鎌倉市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

### 岩岡教育長

次に日程の5、議案第14号「鎌倉市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

### 教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

日程の5、議案第14号「鎌倉市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」説明する。議案集は45ページから56ページを参照願いたい。令和3年(2021年)12月市議会定例会において議決された鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例が令和4年(2022年)10月1日から施行されることに伴い、鎌倉市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正しようとするものである。

主な改正内容について、議案集66ページから73ページの新旧対照表にもとづき説明する。

生涯学習センターの休館日及び開館時間等については、改正前規則の第2条及び第3条に規定していたが、鎌倉市生涯学習センター条例に規定したことから規則からは削除する。

第7条(利用の随時予約)第2号において、鎌倉生涯学習センターホール及びギャラリーを除くその他の施設の随時予約を、利用日2日前までを削除し、前日当日利用を可能とする。

鎌倉市生涯学習センター条例第6条第2号に規定する延長利用については、第8条(利用の延長)において、延長する場合は利用する日の属する月の2日前の月の初日までに教育委員会の承認を得ることを規定する。

第9条(附属設備の利用料)では、附属設備の利用料金の上限額を、別表第1(第9条)で鎌倉生涯学習センターホールの附属設備利用料金を、別表第2(第9条)で集会室の附属設備利用料金を規定する。附属設備の利用料金は現行料金を据え置くが、利用状況等を踏まえ削除したものがある一方、高精度プロジェクターについては追加した。指定管理者が適切な施設管理ができるよう、新たに第11条(管理上の入室等)及び第12条(破損等の届出)を規定する。

そのほかに「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改める等の文言整理を行う。

なお、この規則の施行期日は令和4年(2022年)10月1日からとする。

(質問・意見)

### 岩岡教育長

今回はただの文言整理というよりは、新たに指定管理者が考えてやろうとしていることを実現させるために行う規則改正の一部である。例えば、当日にふらっときて空いているところがあればそれを自習室として使う等、そういった利用形態を可能にしたり、備品として非常に要望の高かった高輝度、高精度

の 프로젝ターを追加したりする等、そういった内容を規定しようとするものである。

備品の単価を定めていたもののうち、削除となっているものについては、現に利用がない状況なのか。16 ミリ映写機や七宝窯、染色窯等があると思うが、この辺りについてはどうなのか。

#### 教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

当初、鎌倉含め各地区の学習センターに設置していたものだが、各施設に確認したところ、現在は使用していない、あるいは壊れてしまって使っていないものがほとんどであった。特にオーバーヘッド 프로젝ターやダイレクトヘッド 프로젝ターについては利用が全くない状況であった。七宝窯については、若干ながら利用はある状況だったが、相当古いものであり経年劣化を考えると、別表からは削除して無料物品として貸出を継続したいと考えている。

#### 岩岡教育長

壊れているものは当然廃棄となるが、使えるものについては、料金を取らず引き続き無料で使えるということか。

#### 教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

そのとおりである。

#### 下平委員

こういうものが現状では必要だということで、新たに追加しているものはあるのか。

#### 教育文化財部次長兼生涯学習課担当課長

料金をもらうことになるので有料物品だけをこの規則には掲載しているのだが、別表第1の鎌倉生涯学習センターホールの附属設備の 프로젝ターで5000lm以上のものについては追加をした。また、集会室についても、地区の生涯学習センターは小さい部屋が多いので、4000lmをきるような、3000lm台の 프로젝ターは無料で貸出をしている。鎌倉については4000lm以上という要望を受けており、それが非常に高価なものであったため、利用料をもらうことになった。通常の4000lm未満のものについては、どこの地区館でも無料で貸出をするという整理をした。

#### 岩岡教育長

質問ではないのだが、自動販売機の設置の議論は進んでいるのだろうか。飲料や子育て支援自販機、赤ちゃん連れの家族が必要物品を購入できるような自動販売機も含め、設置が進んでいる。非常に精力的に検討してもらっている状況だと認識している。

(議案第14号は原案のとおり可決された)

## 6 協議事項 鎌倉市本庁舎等整備事業に係る教育委員会所管施設について

### 岩岡教育長

日程の6、協議事項「鎌倉市本庁舎等整備事業に係る教育委員会所管施設について」協議する。

本件は内容が2つに分かれている。1つは鎌倉市役所の新庁舎、深沢地域の新庁舎整備の基本計画ということで、素案のパブリックコメントが終了したところである「鎌倉市新庁舎等整備基本計画（素案）」について、もう1つは本庁舎が移転した後に現在地の利活用という話が出てくるので、現在地の利活用の基本構想となる「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本構想（素案）」についてである。2つの内容となるので、前半と後半に分け質疑をしたいと思う。

それではまず「鎌倉市新庁舎等整備基本計画（素案）」について説明をお願いします。

### 教育文化財部長

日程の6、協議事項「鎌倉市本庁舎等整備事業に係る教育委員会所管施設について」、鎌倉市として進めてきた本庁舎等整備事業のこれまでの検討経過等を含めつつ、本庁舎等整備事業に関連する教育委員会所管施設について、教育文化財部全体に関わることであるため私から説明をする。

資料は「鎌倉市新庁舎等整備基本計画（案）」を参照願いたい。なお、この資料は市長部局において、外部有識者等からなる鎌倉市本庁舎等整備委員会から答申をもらった資料であり、この答申を踏まえて市として基本計画を策定する予定となっている。また、本計画の答申に至るまで、外部の有識者等から成る鎌倉市本庁舎等整備委員会での議論と並行して、庁内においても部長職が参加する鎌倉市本庁舎等整備推進本部において審議を行うとともに、市長部局の担当課と関連する中央図書館、生涯学習センターとの意見交換、またヒアリングにおいて利用状況や施設の課題等を伝えて素案を作ってきた状況である。それでは資料にもとづいて説明するのだが、この資料については内容を抜粋しており、説明の際は各ページの下部に付してあるページ番号で説明するのでよろしく願います。

それでは1ページ目を参照願いたい。これまでの検討経過について説明する。まずは現在の本庁舎の課題等についてである。昭和44年（1969年）に建設され50年以上が経過し、建物や設備の老朽化への対応が必要となっていること。震度6から7程度の大規模地震に対して、建物が倒壊または崩壊する危険性は低く、人命の安全確保を図ることができるものの、発災後、庁舎内で業務を継続することは困難な耐震性能となっていること。平成23年（2011年）の東日本大震災を受けて、神奈川県が見直しを行った津波浸水想定範囲内に敷地の一部が含まれていること。そして庁舎建設当時の昭和44年（1969年）と比べて、行政需要の増大に伴う職員数の増加等から執務スペースが狭小となって、分庁舎の建設や教育委員会のように一部執務室を本庁舎の敷地外に移転する等分散化している状況であり、業務の非効率化が見られ、これにより市民の利便性やバリアフリー、プライバシーの確保等にも支障をきたしている状況になっていること等が課題としてある。また本庁舎の敷地における高さや埋蔵文化財等の法的な諸制限等を踏まえた上で、課題解決を図るとともに、社会情勢の変化に対応した新たな本庁舎を構えるため、これまで様々な検討を経てきた結果、深沢地域整備事業用地の行政施設用地というところに移転し、整備を進めることとしている。

次に4ページを参照願いたい。本稿では本庁舎に導入する機能を表している。教育委員会事務局の執務室を含めた窓口機能から市民交流のためのフリースペース等の交流創造機能に加え、その他の機能とし

て、消防本部機能、地域活動支援機能とともに、地域図書館や地域学習センター機能等の導入を視野に入れ、地域拠点校との関係等を踏まえながら検討していくこととなっている。

続いて 29 ページを参照願いたい。ただいま説明したその他の機能として、深沢学習センター及び深沢図書館機能の面積、建築年度の現状、そして 30 ページ以降に稼働状況等のデータが整備され、また生涯学習施設に関連する行政計画である公共施設再編計画において、生涯学習施設については 5 地域の学習センター機能は多世代が交流できる機能として地域拠点校へ複合化する。また、図書館については地域図書館の充実に合わせて各地域の図書館のあり方を検討し、各地域の図書館機能は多世代が交流できる機能と複合化すると位置づけられているとともに、加えてその再編計画においては補足事項として深沢地域整備事業用地に移転する計画の施設については、当該事業の進捗状況によって再編内容、スケジュール及び移転先についても変更になると記載がされている。そういったことから地域拠点校で実現しようとしていた機能集約による対象者や内容を、限定しないサービスが新庁舎で可能となることや、深沢地域整備事業がにぎわい交流コミュニティの創出を目指していることを考慮すると、新庁舎に深沢学習センター及び深沢図書館の機能を導入するべきであるということから、新たに整備する新庁舎に複合化していくことを基本的な方針としているところである。

続いて 53 ページを参照願いたい。ここでは導入機能の規模について記載されている。深沢図書館・深沢学習センター機能については、約 1,300 m<sup>2</sup>が図書館機能と学習センター機能の専有面積を合わせた想定面積となっている。なお、新庁舎との複合化として検討しているため、類似機能の集約、スペースの多目的利用等により、従前の図書館機能、学習センター機能等のような明確な区分を設けない多世代が多目的に使用できる施設を提供できるよう、エントランスホールや交流創造機能の市民交流スペースと一体的に整備することによって、新庁舎の機能と融合した空間かつ全体としてゆとりのある空間を整備することとなっている。

続いて 82 ページを参照願いたい。新庁舎におけるそれぞれの機能の概要である。深沢図書館機能・深沢学習センター機能において、深沢図書館については子育て支援機能等、バリアフリー化、静読室、親子でゆっくり閲覧できるスペース等、利用者層に応じた空間作りや引き続き「子ども読書活動支援センター」機能を持つ図書館として必要なスペース等の確保、また図書資料の搬送業務がスムーズにできるような配置や動線等を確保していく。さらに、地震や風水害から資料と利用者を守るための危機管理対策とともに、図書館情報の提供については、深沢図書館内のみならず、インターネット環境におけるサービス提供についても検討していくこととしている。次に、深沢学習センターについては、バリアフリーに配慮するとともに、集会室等を整備し、市民活動の場としホール機能、料理実習機能、和室機能についても同様の機能を踏襲することを検討していくこととなっている。さらに深沢図書館、深沢学習センター及び交流創造機能を一体的な空間とすることで、くつろぎのスペースや飲食可能スペース、集会展示スペース等の市民交流スペースを整備していくこととなっている。

続いて 84 ページに移る。ここでは各フロアの概要について記載されている。1 階の平面図を参照願いたい。図書館と学習センターの配置状況になっているが、現状ではこれはイメージとして捉えてもらいたい。具体的には今後の設計の中で詳細を詰めていくことになるので、このような形で図書館、学習センターを初めとする交流創造機能に関するスペースを配置していくという案になっている。

続いて、新庁舎に関する内容についても概要を簡単に説明したいと思う。13 ページを参照願いたい。新庁舎をどのような形で作っていくのかという基本計画であるが、まず行政サービスのデジタル化を進

める政策であるデジタル・ガバメントの推進等、自治体の情報システムを取り巻く環境も大きく変化している点、また新型コロナウイルス感染症の拡大も未だ収束しておらず、働き方や暮らし方にも変化がある中であるという点、さらに技術革新のスピードが非常に早い点を鑑みると、本基本計画策定時点から新庁舎等の開庁までの間にも大きな社会変化が起こり得ると考えられている。このため、環境変化に柔軟に対応していくことを前提とした本事業の進め方や事業手法を定める必要があるとしており、基本計画の策定方針として3点が掲げられている。

「これからの行政サービスと働き方」を定めるとし、窓口サービスのあり方、職員のあり方、市民との共創のあり方を基本的な方針の1つとしている。

続いて、「ソフトとハードとデジタルのあり方」を定めるとし、デジタルトランスフォーメーションの取組と配置計画と施設計画が2点目である。

3点目の基本的な方針としては「本事業の実現に向けたプロセス」を定めるとし、環境変化に柔軟に対応できる事業手法等について示すこととしている。

続いて44ページを参照願いたい。44ページは窓口サービスのあり方についてである。手続き窓口については、原則として全ての手続きをオンラインで実施可能な環境を整え、様々な理由で来庁が困難な市民も自宅等から簡単に手続きを行うことを可能とし、サービスのユニバーサル性を高めることとしている。なお、引き続き対面型の手続き窓口も設置していくこととしているので、職員が対面しながら市民とともに手続きを進めることで、オンライン手続き以外の方法を望む方に寄り添うことも行っていく。また、窓口は1か所で全ての手続きが進むワンストップサービスとすることで、円滑かつ迅速にサービスを提供することとしている。特に教育委員会関連では、子育て相談等にかかるワンストップサービスを担うと考えており、職員が連携のとりやすい窓口配置となるよう利便性の高い行政サービスをしていくことを考えている。

続いて48ページを参照願いたい。こちらは職員の働き方である。職員の働き方については、テレワーク可能な職場について希望する職員が実施できる環境を整えて、職員の多様性に配慮するとともに、生産性の向上を図り、質の高い行政サービスの提供と政策立案を実現していくという形になっている。

続いて、54ページを参照願いたい。54ページでは新庁舎等整備と合わせて推進するDXの取組を位置づけている。本市では、共生社会を構築するために必要な行政サービスを提供することを目指して、行政のデジタルトランスフォーメーションを推進していくこととなっている。本市の行政デジタルトランスフォーメーションについては、現在の業務をデジタル技術とデータの活用前提に見直すとともに、市役所の組織や慣習、文化に踏み込んだ改革を行い、市民や社会のニーズを満たす新たな価値を創出することと定義しており、現在この取組の本格化を進めているところである。新たな窓口サービスや働き方を支えるデジタル技術を導入し、ハード、ソフト、そしてデジタルの取組を並行して進めることとなっている。このようなデジタルトランスフォーメーションの取組については、教育委員会事務局及び学校でも連携しながら取組を進めていきたいと考えている。

続いて、69ページ及び70ページを参照願いたい。ここでは施設のゾーニングとフロア構成について案が示されている。ここについてはまだ確定しているものではなく、先ほど説明したようにまだ案の状態であるので承知してもらいたい。深沢図書館、深沢学習センターのスペースや市民交流スペースの位置については、ともに市民活動の中心となる場所ということを考慮し、閉庁時でも利用可能な位置に設けることを基本的な考え方としている。そこで示されているのが、このような構成案になっている。

最後に今後のスケジュールについて、118 ページを参照願いたい。令和 4 年度（2022 年度）の下期については基本設計等の発注準備を行い、令和 5 年度（2023 年度）から基本設計及び（仮称）DX 支援業務を実施する等の主要な事業を実施し、令和 10 年度（2028 年度）にかけて実施設計、施工、引っ越しを行った上で、令和 10 年度（2028 年度）中の供用開始をする予定となっている。

令和 10 年度（2028 年度）中の新庁舎供用開始に向け、今後基本設計等を実施していくことになるが、新庁舎整備における教育委員会関連としては、教育委員会の事務局の執務室、子育て関連の相談等におけるワンストップサービス、そして学校との連携等も含めたデジタルトランスフォーメーションの取組とともに、深沢図書館、深沢学習センターをその他機能として複合化していくことになるので、今回報告をした。

（質問・意見）

### 下平委員

だいぶ具体化してきたので楽しみである。これからもっと具体的になっていくのだろうが、今朝深沢を通過してこちらに来たところ湘南モノレールの大船駅が大変な状況になっており、入場制限で改札口に入れない人が長蛇の列でずっと並んでいる状況であった。現状では新庁舎に通勤してくる多くの職員がそこを利用することになると思うのだが、駐車場の台数も 184 台と記載されており、市民も含めて実際に人が移動したときに混乱が起こらないのだろうかと心配になった。あとは先日長野市の庁舎に用事があって行ってきたのだが、長野市庁舎では 1 階に市民も自由に利用できるおしゃれなカフェが開かれていて、そういった市民も職員も利用でき、交流ができるようなスペースが何か所かあった。食堂やカフェ等そういったものがここには記載されていなかったのだがどうなのだろうか。いずれにしても大変な作業だと思うので、よろしく願います。

### 朝比奈委員

今指摘があったように、現状だと交通インフラ機能が深沢に集中することが前提で危ぶまれるところであるが、一番心配されるのは窓口機能である。今の庁舎等でも窓口機能に等しいものができるような支所がもともとあってそれぞれ分散しているのだが、深沢に本庁舎が移転しても利用する人の流れに大きな変化がなくて済むような、いわゆる ICT の強化によって可能であるとするならば、思ったほどの事態にはならないような気がする反面、議会があちらに行ってしまうとどうなるのだろうか。想像しても仕方がないのだが、それは承知の上で計画を作っていると思うので、抜かりがないようによろしく願います。

### 林委員

私は深沢に住んでいるので、10 年後にもう少し歳をとってからこの庁舎に行くのだろうと今考えていた。ICT ができる世代が中心となってきて、遠いところでも簡単に手に入るマイナンバーカード等も整備されているので手続き等は大丈夫かもしれないが、年配の方にとっても温かい、優しいものできることを願っている。

## 岩岡教育長

教育委員会事務局職員の働き方について、今は教育委員会に来ると机に資料が積み上がっている様子を見かけると思う。部内であればどこの席に座ってもよいというグループアドレスを導入するためには、個人の紙の資料等がほとんどない状況を作らなければいけないのだが、そのグループアドレスができるということは、テレワークもできるということだと思ふ。どこに座っても仕事ができるということは家からでも仕事ができる状況になるので、非常に自由度のある働き方が出てくると思う。例えば文部科学省に今の状況を聞いたところ、週に4、5日ぐらいテレワークをしても仕事が回る状況が作れているようであった。市議会議員への説明もオンラインでよいという方が大半になってきており、外部との打ち合わせ、それこそ九州の方と打ち合わせをするのもズーム1本でできるようになったので、決して夢物語ではないと思う。ただ、それを実現するためにどのようなシステム構成を組まなければいけないのか、そのソフト周りの検討がハードに偏っている印象があるので、それについては教育委員会としても言い続けなければならぬと思っている。あとは特別職の部屋が3階にしかなく、教育委員会の事務局職員と教育長室が別のフロアになっているのだが、それは仕事に相当支障をきたすのでやめてもらいたいと思っている。あとはもう教育長室をなくしてしまうというのも1つの選択肢だと思うが、来客対応があるのでなかなか難しいかもしれない。まだ案が取れておらず教育委員会としても意見を言えるタイミングなので、しっかりと主張できればと思う。

## 下平委員

フリーアドレスを導入している企業と付き合いがあるが、利点がある反面、欠点としてコミュニケーション上のトラブル等が多くなっているようである。完成までの間にはそういった事例もたくさん積み上がっていくと思うので、人にとって、地域にとって、鎌倉市にとってよい形を考えていく必要がある。先ほど朝比奈委員も発言されていたが、私たちがあれこれと言っているだけでは仕方ないので、事務局の皆様には十分に検討してもらいたい。

## 岩岡教育長

教育委員会も鎌倉市の組織の1つで堂々と意見を言える立場にあるので、引き続き何かあれば連絡をしてもらえたらしっかりと対応していきたいと思う。

それでは次の「鎌倉市市庁舎現在地利活用木舗運構想（案）」について説明をお願いします。

## 教育文化財部長

今度は資料が変わり「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本構想（案）」を参照願いたい。

こちらは先ほど説明した「鎌倉市新庁舎等整備基本計画（素案）」とは異なり、基本計画の前段である基本構想なので、大きな方向性を示しているという観点で理解してもらいたいと思う。

それでは1ページを参照願いたい。この基本構想案は、新たな庁舎の整備後に現在の市庁舎の立っている敷地の利活用を進めるに当たって、目指すべき利活用の方針を明らかにする等、基本となる方向性を定めることを目的に策定しているものである。

次のページを参照願いたい。利活用の基本方針については「市民サービスの提供・公共施設再編と民間機能導入による賑わいや憩いの創出」とし、市庁舎現在地に地域住民への行政サービス機能、中央図書館

機能、鎌倉生涯学習センターの一部機能及び民間機能等を複合し整備し、市民のための利活用を検討していくという考え方を示している。また、鎌倉駅直近において様々な魅力を発信することで、鎌倉のブランド力向上・新たなライフスタイルの提案・「住みたいまち鎌倉」の実現を目指すということを掲げている。

15 ページを参照願いたい。ここでは市庁舎現在地利活用の基本理念（ビジョン）を定めている。市庁舎現在地の利活用を進めるに当たり目指すべき方向性として、最先端の共生共創のまちづくりを民間機能の力も生かしてけん引し、町や社会に生きる知恵を共創する拠点となるよう、利活用の基本となる考えとなる基本理念（ビジョン）については、「ひらいて むすんで 知恵うむ “ふみくら”」としている。次ページではこのふみくらという言葉の意味、そして歴史・文化をつむぐ、鎌倉の知識の蓄積の場、まちとつながり、人と情報の交流が結節し、学びや共創の場として生まれ変わるこの拠点は、歴史・文化を次の世代に引き継ぐ場であり、まさにふみくらであると記述されている。

次のページを参照願いたい。利活用のイメージについて、市庁舎現在地は、知識をひらく「図書・行政」スペースを中心に、手続や相談、防災も支える行政サービスの拠点を旨とするとともに、人・物・事をむすぶ「交流」スペース、活力をうむ「民間」スペース、憩いをうむ「屋内外」スペースを複合的に整備し、互いに連携、機能していく場として利活用の基本理念の実現を図っていくこととしている。

19 ページを参照願いたい。ここでは市庁舎現在地に導入する機能の整備として、図表にあるように、①行政サービス機能、②中央図書館機能、③ホール・ギャラリー（生涯学習）機能に加え、防災機能の充実を図るとともに、その他の公共施設、民間機能、広場とオープンスペースについては今後も検討をしていく形となっている。

続いて 21 ページを参照願いたい。中央図書館機能である。老朽化が進む現在の中央図書館について、「再編計画」や市民意見等を踏まえ、市庁舎現在地において複合整備し、拠点図書館としての機能の充実を図っていくこととし、現状と課題、そして機能整備の方向性をまとめている。

次のページを参照願いたい。③のホール・ギャラリー（生涯学習）機能について、「再編計画」等を踏まえ、鎌倉生涯学習センターのホール、ギャラリー機能を市庁舎現在地において複合整備し、生涯学習を推進する拠点としての役割の充実を図っていくこととし、図書館同様に現状と課題、機能整備の方向性をまとめている。なお、鎌倉生涯学習センターの集会室等機能の市庁舎現在地の複合化についても検討していくことになっている。

続いて 46 ページを参照願いたい。ここではまちづくりの考え方が示されている。本市のまちづくりの基本的な考え方として、鎌倉・大船・深沢の3つの拠点が特性を生かした役割分担をこなし、互いに影響し合うことで、地域全体の活力や魅力の向上を目指していく。こうした考え方のもと、利活用方針においては市庁舎現在地に位置する鎌倉拠点の視点とコンセプトについて図表のとおり整理をしているところである。

続いて 53 ページを参照願いたい。施設構成の整理の方向性として、中央図書館機能・サービスについては、市庁舎現在地への複合化に向けても、市民対話における分析や、図書館を取り巻く知るための環境や学ぶための環境の長期的な検討を踏まえて、機能・サービスを検討し、また図書館機能・サービスの検討において デジタルトランスフォーメーションの推進や ICT の活用は重要な項目の1つとなることから、紙の資料の保存を大切にしながらデジタル化を適切に進めることで、物理的な情報とデジタルな情報が融合した、よりわかりやすく、使いやすい職場に変えていくということが大切になる。次にホール・ギャ

ラリーについて、ここでのサービスについては、既存の利用者、利用団体の活動を継続的に支えるとともに、現在は利用が少ない若年層も利用しやすい、機能・サービスの整備、プログラムづくりを目指し、地域における文化活動の継承には、場の共有とそこから生まれるコミュニケーションが重要となることから、世代を超えた文化活動と交流を生み出すための機能サービスを導入していくこととしている。

続いて 73 ページを参照願いたい。73 ページから 75 ページまでは、このエリアゾーニングの検討案を示しているが、これについては引き続き検討していく事項となっている。

続いて 77 ページを参照願いたい。今後の進め方については、市庁舎現在地利活用の基本計画については、令和 4 年度（2022 年度）下期から策定準備を進め、令和 5 年度（2023 年度）末頃の策定に向け取り組むことを予定している。なお、具体的には工事の開始は新庁舎の供用開始後となるほか、社会情勢の変化に対応していくため、検討内容やスケジュールについては、今後の状況に応じて見直しを図っていくこととなっている。

以上、鎌倉市市庁舎現在地利活用基本構想（案）に位置づけられている導入機能について、教育委員会の所管施設としては、中央図書館機能、ホール・ギャラリー（生涯学習）機能が位置づけられている。具体的には新庁舎の供用開始後となるため、社会情勢の変化に対応し、状況の見直しも図っていくことになるが、先ほど説明したように、市庁舎現在地利活用の基本理念（ビジョン）である「ひらいて むすんで 知恵うむ “ふみくら”」の拠点施設としての機能が発揮できるよう、引き続き市長部局と連携しながら取組を進めていきたいと考えている。

最後に「鎌倉市新庁舎等整備基本計画（素案）」及び「鎌倉市市庁舎現在地利活用基本構想（案）」については、今後もまだ次のステップへと段階的に進んでいくので、引き続き市長部局との協議を行っていくので、協力をお願いしたいと思う。なお、本日説明し、意見をもらったところではあるが、引き続き何かあれば令和 4 年（2022 年）9 月 30 日金曜日までに意見をもらえたらと考えている。引き続き計画等の進捗状況に合わせ、協議等を行っていききたいと考えているのでよろしく願います。

（質問・意見）

## 下平委員

最後に今月末までに意見をということですが、今月末までに意見を出さないとどこまで決まってしまうのか。まだ先の長い話なのではないかと思う。

## 教育文化財部長

基本計画等については、答申をもらい今回の市議会でも市長部局の方で報告をしている状況なので、計画としては固めていく方向になっている。それに合わせるような形で意見をもらえたらと考えている。

## 下平委員

承知した。意見として今思うのは、この旧庁舎は大変便利な場所にあって、観光客等一般の方々が来やすいと思うのだが、今度深沢にできるところは市民にとって必要に応じてオンラインを利用したり出向いたりすることになると思う。旧庁舎はせっかく便利な場所にあるので、例えば観光については、いわゆる観光案内ガイドでやっている程度のものでなくて、もっと細かい案内ができるような窓口を作る。

それから鎌倉を活用したい人、例えば撮影をしたいような場合、実際に私も相談をしたことがあるのだがどこに相談しても中途半端な感じであった。過去に撮影が行われたスポットを歩きたい人もいるだろうし、撮影をするために古民家を借りられるところを探している人もいると思うので、そういった情報を安易に入手できる場所が欲しいと思った。あとは今後鎌倉に住みたいという人が鎌倉観光も兼ねてふらっと相談できるようなどころがあるとよいと思った。今のこの構想の中では、市民向け、今まで他の行政センターでやっていたことが、大掛かりにここにやってくるといったようなニュアンスにも読めたので、場所的にはもう少し外に開かれた部分があってもよいのではないかと感じた。

あとは例えば庁舎とスターバックスや紀伊国屋を渡り廊下でつないで一体にやるようなことはできないのか。民間と組んでいろいろやるという視点もあつたら面白いと思ったのだがいかがだろうか。

### 教育文化財部長

現庁舎の跡地の利用については、先ほど説明したようにまだ今後の基本的な考え方や方向性を示す構想の段階なので、詳細については次のステップ、基本計画の段階で下平委員が発言されたような意見を伝えていきたいと思っている。この基本理念については「ひらいて むすんで 知恵うむ “ふみくら”」ということで、知識は万人に開く、多様な交流を結ぶまちや社会に生きる知恵を共創する拠点として位置づけていくので、それにふさわしいものを作っていくのが当然だろうと思う。全体は市長部局になるが、その1つとして中央図書館や生涯学習センターが入ってくる位置づけになるので、教育委員会所管施設については、今あつたような意見を踏まえつつ、伝えていきたいと思う。

あとは道路をまたぐという話については、法律的な問題もあろうかと思うので、確認をしながら今後の計画の中で生かせるものについては生かしていきたいと思う。法的制限があると思われるので、そこについては中身で対応していきたいと思う。

### 朝比奈委員

鎌倉市の観光客、多いときは二千何百万人と言われた観光客がどれだけ戻ってきてくれるかわからないが、観光客が来るとき、特に修学旅行で子どもたちがどんどん来て、鎌倉の歴史を知りたいといったときにどこを紹介すればよいのか、そういうところがあるとよいと常々思っている。鎌倉歴史文化交流館がそれを担うかと思ったが、日曜日は開けられない等いろいろ事情があつてそうもいかないようなので、いっそのこと本庁舎にそういった機能があるとよいと思う。

きらら鎌倉、生涯学習センター機能がこちらへ来ると、現在のきらら鎌倉はどのような扱いになるのか。まだ議論の途中だと思うのだが、元々の土地所有者に返却するにしても、あの建物を壊して更地にして返さなければならない等、コスト的な問題も出てくると思っている。あそこは地味な場所、この中にも指摘はあつたが、若い人たちが広く使ってくれるような雰囲気になっていない。今回、民間の管理になってどれだけ変化があるかにもよるが、いずれにしても深沢にあつて現在の場所にもあつて、あちらこちらに広がってしまつて手がつけられないような状態になってはいけないので、民間の力を広く借りて行政が大きなコストを負担しなくて済むような仕組みがあるとよい。なおかつ文化度が高い、中央図書館がもっと魅力的な取組をしようとしていると隣の芝生は綺麗に見えるし、他市を見てもものすごく素敵な図書館がたくさんあるので、そういう夢も描きたいと思う。コンサートホールにしてもそんなに大規模なものは必要ないのかもしれないが、鎌倉が地元の音楽家の方々がもっと気軽にコンサートができる

ような場所があったらよいと思う。鎌倉は芸術文化都市と思われがちだが、実は大して強くないというのが私の実感である。そこにはハードウェアがいろいろと古びてしまったということがあるのではないかと思うので、この機会に全て丸く収まるような神業を見せてもらいたいと思う。

### 岩岡教育長

今回の本庁舎の整備と現在地の利活用には1つの共通点があり、学習センターという学びの場と図書館という静かに本を読んだり資料を集めたりする場が、同じところに集まってくるということは非常に新しい価値を生みきっかけになるのではないかと思っている。先日の市議会においても、質問の中で鎌倉の歴史等を一生懸命調べてくれている方がたくさんいたのだが、歴史資料をもとにワイワイと議論できる場所があるのかと言われるとそれはない。じっくりと読む場所はあるのだが、資料をもとにワイワイと議論できる場所というのはない。ただ、図書館とその交流スペースや学習センターが一緒にあるとそういった機能を追求していくこともできる。ただ、個別に縦割りのものを集めるだけではなく、それが集まったときにどういう相乗効果を生むのかということも含めて考えていくべきだと思う。教育委員会の中でも中央図書館と生涯学習課でそれぞれ考えるというよりは、全体としてどういう機能を発揮できるのかということを経営的に考えていければよいと改めて感じたところである。そのために、例えば本のセキュリティ管理をどうするかといったところは本庁にも議論してもらわなければならないので、必要な意見をしっかりと行って、これまでにない価値が発揮できるように議論ができればと考えている。

(協議事項「鎌倉市本庁舎等整備事業に係る教育委員会所管施設について」は同意された。)

## 7 協議事項 指定校変更基準及び区域外就学基準の一部改正について

### 岩岡教育長

協議事項「指定校変更基準及び区域外就学基準の一部改正について」報告をお願いします。

### 学務課担当課長

日程の7、協議事項「指定校変更基準及び区域外就学基準の一部改正について」説明をする。学校教育法施行令第5条第2項では、市町村の教育委員会は設置する学校が2つ以上ある場合は、保護者に対し、就学すべき学校を指定しなければならないと規定されている。また、第8条では、相当と認めるときは、指定した学校を変更することができる規定している。この第8条の規定が指定校変更となる。また、第9条には当該市町村内に住所を有しない者が、当該市町村の設置する学校に就学すること、区域外就学について規定をしている。次に、学校教育法施行規則第33条では、指定校変更に関し、その要件等を定め、公表するものとする規定しており、これに則り、鎌倉市教育委員会では定めた基準をホームページ上で公表している。区域外就学基準についても同様の取扱いをしている。

現行の指定校変更基準及び区域外就学基準は、平成18年(2006年)4月1日の施行以来、約16年が経過しておりこれまで見直しを行っていなかったが、社会情勢の変化を踏まえつつ、特に教育的配慮を理由として、指定校の変更または市外に転出後も市内小中学校に就学するケース等で、許可基準が保護

者にとってわかりにくいとの意見が寄せられていることから、これまでの運用実績等を踏まえ、公平性のある基準となるよう、内容の一部を変更しようとするものである。

一部改正案の概要について説明する。資料は改正内容を示すために新旧対照表の形態で示している。

まず資料の1「鎌倉市指定校変更基準」の一部改正案を参照願いたい。この基準については、項目の削除を伴う改正は予定していない。全体にわたり文言の整理及びわかりやすい表記に努めることを主な目的とした一部改正を予定している。ただし、現行基準の7番、「小学校の指定校変更を理由とした中学校への入学」については、独立した項目だと自動的に変更できるとの誤解を保護者が持つ可能性もあることから、あくまでも子どもにとって小学校時の人間関係等を維持していくための配慮を必要と判断して変更を行っているという実態を鑑み、8番の教育的配慮の1項目に統合することとしている。なお、今回のこの一部改正については、令和3年（2021年）10月開催の小・中学校それぞれの校長会で説明を行った。中学校校長会からは特段意見はなかったが、小学校長会からは、指定校変更は通学距離及び時間が長くなり、子どもの安全性が損なわれる等の理由により、制度の廃止または縮小願いたいという意見があった。これを受け、今年度、主に許可期間に関して、文言修正を行った上で再度意見を聞いたところ改正内容について協議が整った。

続いて現行の基準と内容に大きな変更がある箇所について説明する。

まず1番「転居」を理由として変更を許可する期間である。従来は申立人が希望する期間と規定していたため、その期間が卒業までとなるケースが多くなっていたが、特に低学年の児童の通学の安全性確保に配慮が必要であることから、今後は必要に応じて教育委員会が設定する期間とし、申し立てのあった事情ごとに保護者に十分に聞き取りを行い、適切な期間を許可するように運用を新ためていきたい。

続いて4番「帰宅後の監護者がいない」についてである。この件に関しては、帰宅後だけに関わらず、登校前に監護者がいない場合も事例として存在することから、「留守家庭児童」と理由の名称を変更するとともに、許可期間に関しても、これまでの申立人が希望する期間に括弧書きとして、「ただし、年度ごとに状況が確認できる書類の提出が必要」を追加し、年度ごとにその必要性を確認するようにしたいと考えている。さらには特記事項を追加し、その（2）、「学童保育所利用の場合は、指定校の通学区域内に設置の学童保育所の開設時間内での利用が困難な場合に限る」として、まずは本来の指定校の学童保育所の利用を推奨していく予定である。なお、校長会から課題提起があった。子どもの安全確保については、重要な課題であると考えており、新たに枠外に注意書きを設けることとした。注意書きの内容は、1から3に記載のとおりで、保護者の責任を明確にするとともに、場合によっては許可期間の短縮も視野に対応していく予定である。

申し立てる際に使用する申立書の改正案は資料1-2のとおりである。申立書にも同意事項の項目を新たに設けるとともに、チェック欄を追加しそれぞれの対応を保護者に確実に確認を求めることとする。

次に資料の2「鎌倉市区域外就学基準」の一部改正案を参照願いたい。今回の一部改正は、基準の1「転出」に該当すると判断したケースについて、保護者から子どもの思いを考慮すれば、5番「教育的配慮」に相当するのではないかと提起があったことが発端となっている。このことから、現行よりも具体的かつわかりやすくすることを目的としている。その一例を説明する。1番「転出」を参照願いたい。現行では、区域外就学を認める期間の括弧内にある学年の半ば以降としている表記を、一部改正案では10月以降と具体的な表記に改める。また同様に、願出日はどのケースにとっても同じである転出日に改め

る。

次に大きな変更点として、現行の4番「帰宅後の監護者がいない」の項目を削除する。そもそも鎌倉市立小・中学校は鎌倉市民のために設置しているものであり、区域外就学は例外的な事項である。その意味において、この項目については、市民サービスの視点からも、本来それぞれの行政庁が一義的に対応すべき事項であると考えられる。その本来の姿に立ち返り、現行では、保護者が本市に対し直接願出することで就学が可能となるこの項目を廃止しようとするものである。ただし、真にやむを得ない事由がある場合には、居住地の教育委員会との協議により別に記す教育的配慮において審査をすることで対応していく。

次に大きな変更点として5番の教育的配慮についてである。教育的配慮とは子どもの就学のために教育委員会として判断し行うもので、子ども一人一人にとってそれぞれ違った、それぞれに適した対応をすることが必要であり、一概に詳細を記載しにくいものと考えられる。そのため、従来は限定した表記に留めていたが、できるだけわかりやすくとの観点から、この教育的配慮については、大きく2つのケースに分けた形態に整理を行う。

1つ目は、住民登録がないものの、居住の実態があって、何よりも子どもの就学を優先しなければならないケースへの対応である。例えば、家庭内暴力からの避難者は居住地を秘匿する必要があるため、住民登録をしない場合が多々あるが、このようなケースが代表的な事例である。

2つ目は、住民登録も居住の実態も鎌倉市外ではあるものの、様々な事情から居住地内の学校に就学することが困難なケースである。ただし、この場合は、最初に居住地の教育委員会で課題解決を図る必要があるとの観点から、居住地の教育委員会から協議の依頼があった場合に限定することとする。

最後に今後のスケジュールについてである。本件の一部改正については、教育委員の皆様方からも意見をもらいたいのでよろしく願います。日程が短く恐縮だが、今年9月30日の金曜日までをお願いしたいと思う。その意見等を得踏まえ、令和4年（2022年）10月の教育委員会定例会に、議案として本件一部改正案を提案したいと考えている。また、施行時期については、令和5年度（2023年度）の新入生の就学相談に間に合うよう、令和4年（2022年）12月1日を目途として、公表等の準備を進めていく。

（質問・意見）

## 岩岡教育長

改正事項が多いのでもしかしたら理解が進まなかった部分があるかもしれないが、耳で聞いて理解できただろうか。なかなか難しいところがあると思うが、まずは区域外就学と就学校の指定校変更というのは大きく性質の違うものである。

後段で話のあった区域外就学というのは、他市に住民票のある子どもが、本市の学校に通うというものである。基本的に義務教育の仕組みについては、お金の流れも含めて当該住民票がある自治体が提供する形態になっている。他市に住んでいる方にどんどん鎌倉においでという、鎌倉市も首がしまってしまうところがある。

一方で就学校の指定校変更というのは同じ市内に住んでいる子どもたちが、指定された学区とは別の学校に通う仕組みであり、これは市内の住民票がある子どもについての対応なので、区域外就学とは性質が違う。以前、区域外就学については、他市に転出したものの引き続き本市の学校に通いたいという子

どもがいて、その件について教育委員会の会議でも議論をしたことがある。転居だと学期末までしかいられないが、教育的配慮であれば期限の定めがないので、教育的配慮を希望する子どもがいたときに、どのような場合を認めて、どのような場合は認められないのかを明確にしないといけない。居住の実態が本市にある場合と他市にある場合で、取扱いを明確にしたのが区域外就学の改正である。

指定校変更の基準について、なぜ改正するのかを説明すると、今指定校変更がかなり多い学校とそうでない学校にわかれてきており、多い学校では在籍児童の1割ぐらいが指定校変更で来ている状況である。当然、帰宅後に家に母親がいなかったため仕方なく親の勤務地の近くに通わなければいけないような子どももいるのだが、制度の穴を突くようなケース、父親や祖父もこの学校に行っていたので、何とか理由をつけて指定校を変更しているようなケースが実はあつたりする。そうすると、例えば子どもが熱を出して迎えに来てほしいようなときに、離れた場所にいるので無理だということになると、担任が家まで送り届けなければならない事態が生じる。また、災害等いろいろなことが起こったときに、徒歩で帰宅できない、しかも公共交通機関が止まっている状況だと安全確保も困難になってくる。あとはコミュニティ・スクール、地域で子どもたちを育てていこうという考え方の中で、藤沢付近に住んでいる子どもが御成小学校に通っていたりすると、地域と言っても全く違った地域の形が出てきてしまう。様々な状況がある中で、真にニーズのある方は指定校変更は取れるが、ニーズのない方は指定校変更を取れないような形をしっかりと作っていこうというのがこの指定校変更基準の改正だと思っている。これまでは変更できたのになぜできなくなったのだろうという保護者の声もあると思うので、慎重に議論するために2回会議の場を設け、皆様からの意見をもらいたいと考えている。もしこの項目は趣旨がわからない等、何か質問があればお願いします。

## 林委員

1つ1つの部分に対してこれはというものはないのだが、全体的に意見を言わせてもらう。私自身も鎌倉市で校長をしており、こういう依頼はいくつか受けたことがある。やはり1番は子どもの安全なのでそこを確認しながら、なぜこの学区の学校で子どもを育てるのがよいのかということはかなり多くの方と話して、2回ぐらい変更した記憶もある。私が校長だった頃はもうだいぶ前だが、先ほどの提案にあったように世の中の事情も変わってきているので、そのニーズにかかる部分が今回のこの改正の中で一番大きな部分であると思う。指定校変更や区域外就学を希望してくる保護者の方は、それぞれがいろいろな事情を抱えているので、校長の立場からすると、根拠がある程度しっかりと明記されていると説明がしやすい。可哀そう、大変そうといった感情的なものではなくて、できない場合の根拠が明確に示されていると、学校側、管理職側からすると大変助かる場所である。改正前は教育的配慮であればずっとというような感覚があった。期限を区切っているところ、年度ごとに子どもの成長や家庭環境の変化を確認できるということは非常に大事だと思うので、ぜひこの形で進めてもらえればよいと思う。

## 下平委員

留守宅過程という表現の変更や教育的配慮という1つの項目に集約する等、非常にわかりやすくなっていると思う。そのほかに文章の対応で検討してもらいたいのが注意書きの部分である。例えば、保護者が責任を持って対応してください、必ず転校手続きを行ってくださいという市から保護者への命令のようなニュアンスになる。単純にこういう文章であれば、例えば保護者が責任を持って対応する、転校手

続きを行う等そういった表現の方が自然な気がするので検討してもらいたい。

#### 岩岡教育長

そこについては対応したいと思う。迎えに来てくれないということに対して、行ってほしいという気持ちが表現に現われてしまっている。行政文書としてふさわしい整理をしたいと思う。

これまでは校長としての内申のようなものを書かなければいけない項目、学校長の意見書というものが規定されていたのだが、保護者の立場に立って児童生徒を受け入れている校長としては、認められないケースを客観的に判断するのは難しい部分もあるので、そこについては教育委員会としても判断するというものを一律で整理した。校長の主観や情でこの判断に揺らぎが出ることがないようにしていると思う。あとは真にニーズがあるものを断るような条項にはなっていないので、希望のある方、特にニーズがしっかりとあるのであれば対応していく。ただ、どれだけ現籍校に通うニーズがあるのかは、低学年で転居した子どもと高学年で転居した子どもでは変わってきたりするので、そこについては学務課の窓口で柔軟に判断をしていくことになる。職員には少し負担をかけることになるが、議論しながらやっていきたいと思う。それではまた何かあれば9月30日までに意見をもらえればと思う。

(協議事項「指定校変更基準及び区域外就学基準の一部改正について」は同意された。)

#### 岩岡教育長

それでは日程の4議案第13号については人事案件につき非公開とするので、聴者及び関係職員以外の職員の退席をお願いします。

---

非公開

---

#### 4 議案第13号 鎌倉市教育委員会職員の人事について

---

#### 岩岡教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって9月定例会を閉会する。